

伊賀市議会研究研修報告書

伊賀市議会議長 西口和成様

報告者

議員名 山下典子

研修会名 パブリックの視点から見たデジタルガバナンスのあり方

日時 2026年3月14日 13時00分～17時00分

場所 神奈川大学横浜キャンパス（神奈川県横浜市神奈川区六角橋3-27-1）

【研修の成果】

第1部 講演「医療情報の利活用におけるガバナンス」

講師：板倉洋一郎氏（弁護士）

「AI 活用と法的責任」

講師：遠藤史啓氏

「デジタル化に伴う業務設計の変容」

講師：松澤余帆子氏（JICA 国際協力国際部調達支援課長）

第2部 パネルディスカッション

「～国民、地域住民の権利の観点、透明性の観点などからデジタルガバナンスを考える～」

パネリスト：金井利之氏（東京大学法学部教授）

小川有希子氏（帝京大学法学部専任講師）

長倉克枝氏（日経クロステック記者）

押川恵理子氏（東京新聞社会部記者）

コーディネーター：幸田雅治氏（神奈川大学法学部教授）

2021年5月12日にデジタル改革関連6法に含まれるデジタル社会形成基本法及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が成立し、同基本法とデジタル庁設置法に基づいて同年9月1日にデジタル庁が発足した。

その後、デジタル庁及び関係省庁において地方公共団体情報システムの標準化・共同化が進められたが、全国共通の情報システムの構築を優先することにより、地域の情報産業へ影響が生じた。

特に、標準化・共同化を進めることにより、地方公共団体の業務の自由度を低下させ、地方自治を制約することになるのではないかという懸念は、大きな問題であると感じた。

また、地方公共団体は住民の大量の個人情報を収集・管理していることから、その情報管理における安全性の確保とプライバシー保護は、重要な問題である。

そのため、地方公共団体は業務を適切に処理できる環境を整えるべきである。

さらに今後、地方公共団体でAIの利用は拡大されると考えられるが、AIと法的責任の検討をした結果、AIの自律性や不透明性（ブラックボックス性）という特徴が、従来の法体系を崩す可能性がある。

総務省・経済産業省による「AI事業者ガイドライン」は、事業者等へのAI利用に関

する一定のルールを提供することと同様に、法的な責任を社会に向けて提供すること、すなわち、AIの「利用者」「開発者」「提供者」に対してのガバナンスを提供する意味を有しているが、さらに適切なルール設定、ガバナンスを構築することにより、より適切なAIの利活用が見込まれる。

また、行政サービスの効率化、政策の精緻化の為、AIによる政策形成が行われた場合政策形成過程が見えにくくなるので、政策形成過程を公開し、市民が理解し議論に参加できる仕組みを構築する必要がある。

デジタル技術を導入することで行政技術の向上・革新を図り、行政サービスの質を向上させたり、業務運営をより効率化させることが、国を通じて行政に強く求められている現在であるが、主体的にデジタル化に取り組んでいくためには、明確な理念に基づく確固とした姿勢を地方公共団体それぞれが確立する必要がある。

| | | |
|----|------------|----------|
| 費用 | 旅費：23,700円 | 研修参加費：0円 |
| | 合計：23,700円 | |

旅程明細書

No.

| | | | | | |
|----------------|---|-------|----|----------|---------------|
| 旅行者 | 所属 | 伊賀市議会 | 氏名 | 山下 典子 | |
| 用務名(目的・場所) | 法学研究所シンポジウム「パブリックの視点から見たデジタルガバナンスのあり方」 | | | | |
| | 神奈川大学横浜キャンパス3号館206講堂(神奈川県横浜市神奈川区六角橋3丁目27-1) | | | | |
| 用務従事期間 (時間) | 従事 月日 | 3月14日 | | 従事 時間 | 13:00 ~ 17:00 |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 出張 月日 | 出発地 (出発箇所) | 交通 用具 | 到着地 (到着箇所) | 鉄道賃・船賃・航空賃・車賃 | | | 日当 | 宿泊料 | 備考 |
|----------|---------------|----------|---------------|---------------|-------------|------------|----|-----|----|
| | | | | 路程 | 運賃 | 急行料金 | | | |
| 3月14日 | 柘植 | JR | 亀山 | km 20.0 | 6,930 円 | 4,920 円 | 円 | 円 | |
| | 亀山 | JR | 名古屋 | 59.9 | | | | | |
| | 名古屋 | 新幹線 | 新横浜 | 337.2 | | | | | |
| | 新横浜 | JR | 東神奈川 | 6.1 | | | | | |
| | 東神奈川 | JR | 横浜 | 1.8 | | | | | |
| | 横浜 | JR | 東神奈川 | 1.8 | | | | | |
| | 東神奈川 | JR | 新横浜 | 6.1 | | | | | |
| | 新横浜 | 新幹線 | 名古屋 | 337.2 | | | | | |
| | 名古屋 | JR | 亀山 | 59.9 | | | | | |
| | 亀山 | JR | 柘植 | 20.0 | | | | | |
| 計 | | | | | 13,860 円 | 9,840 円 | 円 | 円 | |

| |
|-------------|
| 23,700 円 |
|-------------|

領収書等添付用紙

議員名

山下典子

調査研究費・**研修費**・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費
人件費・事務所費 (該当項目に○をつけてください。)

領 収 書

山下典子 様

Receipt
領収年月日 2026-2-27 登録番号: T1120001059675
金額 ¥23,700 (消費税等込み) 税10%

上記金額確かに領収いたしました
購入商品 JR乗車券類
(4枚)
西日本旅客鉄道株式会社
伊賀上野駅F1発行 40130-01

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 大 淀
税 務 署 承 認 済

うに添付すること。
に裏面が確認できるように

いものはそのまま添付すること。
紙へ添付すること。

パブリックの視点から見た デジタルガバナンスのあり方

日時: 2026年3月14日(土)13:00~17:00

会場: 神奈川大学 横浜キャンパス3号館206講堂

明治大学 駿河台キャンパスリバティタワー14階1145教室

第1部 講演

(ハイブリッドあり)

板倉 陽一郎氏(弁護士)

医療情報の利活用におけるガバナンス

遠藤 史啓氏(神奈川大学法学部准教授)

AI活用と法的責任

松澤 余帆子氏(JICA国際協力国際部調達支援課長)

デジタル化に伴う業務設計の変容

第2部 パネルディスカッション

～国民、地域住民の権利の観点、透明性の観点などから
デジタルガバナンスを考える～

パネリスト

金井 利之氏(東京大学法学部教授)

小川 有希子氏(帝京大学法学部専任講師)

長倉 克枝氏(日経BP総合研究所主任研究員)

押川 恵理子氏(東京新聞社会部記者)

コーディネーター/幸田 雅治氏(神奈川大学法学部教授)

司会/柴田 直子氏(神奈川大学法学部教授)

シンポジウム パブリックの視点から見たデジタルガバナンスのあり方

日時：2026年3月14日（土）13:00～17:00

◇司会 柴田 直子（神奈川大学法学部教授）

◇開会挨拶 東郷 佳朗（神奈川大学法学研究所常任委員）

◇基調講演 13:05～13:35

医療情報の利活用におけるガバナンス

講師：板倉 陽一郎（弁護士）

◇講演 13:35～14:05

AI活用と法的責任

講師：遠藤 史啓（神奈川大学法学部准教授）

◇講演 14:05～14:35

デジタル化に伴う業務設計の変容

報告者：松澤 余帆子（JICA 国際協力国際部調達支援課長）

-----休憩 10 分-----

◇パネルディスカッション 14:50～16:55

○パネリスト

金井 利之（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

小川 有希子（帝京大学法学部専任講師）

長倉 克枝（日経 BP 総合研究所研究員）

押川 恵理子（東京新聞社会部記者）

○コーディネーター

幸田 雅治（神奈川大学法学部教授）

医療情報の利活用における ガバナンス

弁護士・ひかり総合法律事務所
理化学研究所革新知能統合研究センター客員主管研究員
国立情報学研究所客員教授
大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授
板倉陽一郎

2026/3/14

医療情報の利活用におけるガバナンス

1

アジェンダ

- 1 問題設定
- 2 個別制度
- 3 更なる議論

2026/3/14

医療情報の利活用におけるガバナンス

2

伊賀市議会研究研修報告書

| | | |
|---|------------------------------|----------|
| 伊賀市議会議長 赤堀久実様 | 報告者 | 議員名 山下典子 |
| 研修会名 | 事例で考える議会運営のポイント | |
| 日 時 | 令和7年10月14日 10時00分～16時30分 | |
| 場 所 | としま区民センター（東京都豊島区東池袋1丁目20-10） | |
| 【研修の成果】講師：元全国市議会議長会法制参事 廣瀬和彦氏 | | |
| <p>① 突然提出された動議の取り扱い</p> <p>市議会会議規則第16条に「動議は法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に〇人以上の賛成者がなければ議題とすることができない」とある。伊賀市議会では、1人以上の賛成者である。</p> <p>地方自治法第115条には「普通地方公共団体の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる」とあり、地方自治法第115条の3には「普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の発議によらなければならない」とあり、地方自治法第135条の2項には「懲罰の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の8分の1以上の者の発議によらなければならない」とある。</p> <p>突然動議が提出された場合、議長は提出された動議が提出要件をみたしているかどうか確認し、動議が成立した後、動議が提出された会期中に議題とする義務を負う。</p> <p>② 不穏当発言かどうか判別のつかない発言の取り扱い</p> <p>不穏当発言の判断は、発言時における状況、議会の構成、それまでの議員としての発言状況などの様々な状況が絡み合って議会の自律権の一環として判断するので議会により判断は様々となり法的には問題ないこととなる。</p> <p>③ 議長不信任決議の先決性判断とその対処方法</p> <p>議長不信任決議は議会の構成に関するものであることから、一般的に先決性があるといえるが、議長不信任決議を他の案件に先立って審議してしまうことにより、他の案件の審議がストップしてしまい、会期中に採決できない場合等は適宜措置が可能となる。</p> <p>議長不信任決議の可決は、地方自治法第178条に基づく長不信任決議と異なり、法律に基づかない決議であるため、法的効果はなく、事実上の効果はない。</p> <p>議長に対する不信任決議が提出された後に議長信任決議が提出された場合、一括して議題として進めていくことになるが、この場合の採決の順序は現状肯定である議長信任決議から行うこととなる。</p> <p>議長は、議長信任決議、議長不信任決議が議題に供された時から、地方自治法第117条における一身上にかかる事件であることから除斥となり、採決が終わるまで議事に参与することができない。</p> | | |

④ 外交問題や所管外にかかる質問・意見書の取り扱い

質問の範囲は、市の一般事務の範囲に限って行うことができる。

会議規則に反する市の一般事務の範囲外の質問通告がなされた場合、議長は通告を許可しないこととすることが重要である。それに反して議場で質問したら発言の注意、禁止とする議事運営を行う必要がある。

自らの自治体の事務以外のことについて関わりたいのであれば、地方自治法第99条の意見書の提出等により対応すべきである。

第三セクター・一部事務組合等は自治体の事務の範囲外なので、原則として質問をすることはできない。しかし、例外的に自治体から適正にお金が支出され受けいられているかどうかという形式的な質問のみ可能となる。

⑤ 条例・予算審議や質問における除斥の取り扱い

議員の立場の中立・公平性に鑑み議員及び配偶者並びに2親等の血族の一身上に関する案件又は直接的な利害関係のある事件に関しては、公正な判断を下しがたいことから議員を当該議案の審議に参加させない。当該事案が議長の宣告により議題とされた後、提案理由の説明から最終の表決に至るまでの全過程で会議に出席することが認められない。

予算は一体として不可分のもので分割して議決されるものではなく、かつ議会の本来の権限であり、取扱上もその部分だけ関係議員を除斥して審議することは、事実上も不可能であるため除斥されない。

⑥ 事務分掌条例の改正と委員会条例等の取り扱い

委員会条例の改正により改正前の常任委員会と改正後の常任委員会の実質が同一の性質を持つかどうかを委員会の同一性という。これは、常任委員会のみが対象となり議会運営委員会は対象とならない。

⑦ 会議時間の変更手法

議長の開議宣告があつて初めて開議となり宣告は絶対的要件であるのに対し、閉議時刻が到来すれば議長の閉議宣告を必要とせずに、自動的に閉議となり、宣告は絶対的要件ではない。

議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員〇人以上から異義があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

⑧ 兼業禁止かどうかの判断

議員は、所属する地方公共団体において議会の一員として予算や契約の締結等において議決権等を有し、直接間接に地方公共団体の事務執行に関与することができる立場にあることから、議員が所属する地方公共団体他の間で利害関係に立つと、議会運営の公正や事務執行における適正化を確保することが難しくなる恐れがあることから地方自治法第92条の2に基づき、議員又は議員が役員に就任している法人と議員が所属する地方公共団体との間で一定の請負関係に立つことを禁止している。

公の施設を管理する指定管理者は、地方自治法に基づき、議会の議決を経たうえで、地方公共団体に代わって管理を行うものであるから、地方公共団体と指定管理者が取引関係に立つのではないので、兼業禁止における請負に該当しない。

⑨ 質問・質疑の省略の是非

質問・質疑終結の動議の提出要件

(1)

(1) 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

(2) 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

(3) 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

⑩ 事前審査かどうかの判断

定例会に提出予定の議案について、閉会中の各常任委員会や全員協議会の場で審査等を行うことを事前審査という。事前審査かどうかの判断基準は、提出予定の議案の説明だけでなく、実質的な審議である質疑や意見を述べているかどうかである。

⑪ 発言の訂正・撤回の判断基準

発言の訂正は、原稿の読み違いや見誤り等による発言に対する字句の変更をいい、議長の許可で足りる。

発言の取り消しは、発言の趣旨の変更を伴うものをいい、議会の許可が必要である。

⑫ 審査予定表と休会の取り扱い

定例会や臨時会における会期の日数等を決めるため、開会前の議会運営委員会でその調整を行うのが通常であり、この際、議会運営委員会において会期日数だけでなく、その日数に添う形で、本会議や委員会を開催する日や休会とする日を記載したいわゆる審議予定表を配布する場合がある。

⑬ 議事日程・審査日程の変更取り扱い

議事日程とは、会議を能率的に行うために、開議の日時及び会議に付する事件並びにその順序等を掲載したものを指す。

議事日程は、議事日程に記載された開議の日のみ効力を有する。

本会議を開くにあたっては、必ず議事日程が必要であり、議事日程がなければ会議を開くことができない。

一度議長により作成された議事日程により会議が開かれれば、当該議事日程に議会は拘束、議事日程の順序を変更又は他の事件を日程に追加するには、議長の権限のみによって行うことはできず、議会の議決を要する。

⑭ 会議録署名議員の欠席時の取り扱い

会議録署名議員が欠席になった場合、欠席後の署名議員の人数が2名未満の場合、地方自治法第123条に規定した2名以上の会議録署名議員の規定に反することとなるため、直ちに追加指名する必要がある。

⑮ 発言取消の配布用会議録の取り扱いと会議録原本への開示請求

地方自治法第129条における議長の発言取消命令は議員による不穏当発言を取り消すことを命令することであり、当該命令により発言が取り消されるものではない。

不穏当発言者による発言取消し申し出がなされ、議会が許可して発言取消の効力が生じる。市議会規則第87条で「前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第65条の規定により取消した発言は掲載しない」とあることから配布用会議録のみ発言が取り消される。会議録原本はそのまま掲載される。

⑯ 委員外議員の活用と留意点

委員外議員の発言は、委員会の独立性を確保しつつ審査を一層深め、委員会の機能を充実させるという意義がある。

委員外議員の質疑には可能説と不可能説があるが、委員外議員の発言の実態を勘案した運用をとるのが適当であることから可能である。

議長は、各委員会に自由に出席可能のうえ自由に発言することが可能である。

副議長は自由に出席することができる法律上の権限がないため、法的に出席する場合は、委員外議員の手続きを行う必要がある。

⑰ 確定日付ある議員の議員辞職願の取り扱い

普通地方公共団体の議会の議員は、議会の許可を得て辞職することができる。但し、閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる。

確定日付のない辞職願は、議会（議長）の議決があったときに効力の発生する時期で確定日付のある辞職願は、議会（議長）の許可の議決後で確定日付が到来したときに効力の発生する時期である。

⑱ 議事と議決の定足数の捉え方

定足数とは、会議を開いて審議をし、会議体の意思を決定するために必要な最小限度の出席議員数をいい、定足数には、議事の定足数と議決の定足数の2種類がある。

地方自治法第113条には「普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。」とある。

議事の定足数には議長を含むが、議決の定足数には議長を含まない。

⑲ 継続審査・調査の期間と手続き

会期不継続の原則の例外で、本会議の議決を得れば開会中だけでなく、委員会で閉会中も引き続き次の定例会の会期末まで審査を行うことができる。

継続審査の方法については

(1) 委員会において継続審査の申し出の議決を行ったのち、議長に当該申し出を提出後、本会議において当該申し出を諮る方法

(2) 本会議において案件を委員会に付託すると同時に継続審査の動議を提出し議決する方法

以上2つの方法がある。

⑳ オンラインによる一般質問とオンライン委員会での取り扱いの違い

本会議は、団体意思を最終的に確定する上で、議員本人による自由な意思表示は、疑義の生じる余地のない形で行われる必要がある。

地方自治法第113条、第116条1項における定足数や表決の要件として「出席」と規定されており、この「出席」は現に議場にいることと解されるため、オンラインの本会議はできない。

委員会は本会議の予備的審査を行うものであり、地方自治法第109条9項で委員会に必要な事項は「条例で定める」とされているため、条例で定めるところにより、委員会にオンラインで出席することも可能となる。

一般質問について法律の定めがないため、「出席」している議員が定足数を満たし、本会議が成立している場合に、会議規則等で定めることにより、「欠席」している議員がオンラインで一般質問を行うことも差し支えない。

感想

様々な事例を紹介していただきながら、議会運営を学ばせていただきました。


議会は、市民の代表が集まり、市の予算、条例等について議論し、決定する場です。

議論は、違う価値観をすり合わせてより良い着地点を探すもので、そのための議会運営の大切さを再認識しました。

費用

旅費：38,100円 研修参加費：25,000円
合計：63,100円

| | | |
|--|-----|---|
| 領収書等添付用紙 | 議員名 | 山下典子 |
| 調査研究費・ 研修費 ・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費 人件費・事務所費 (該当項目に○をつけてください。) | | |
| 領収書 Receipt 領収年月日 2025.10.-4 登録番号: T1120001059675 金額 ¥25,000 (消費税等込み) 税10% | | うに添付すること。 に裏面が確認できるように いものはそのまま添付すること。 紙へ添付すること。 |
| 上記金額確かに領収いたしました 購入商品 JR乗車券類 (10113 4枚) 西日本旅客鉄道株式会社 伊賀上野駅F1発行 20114-01 | | 印紙税申告納 付につき大淀 税務署承認済 |
| 柘植一池製往復 (12,600円 + 12,400円) | | |

| | |
|--|---|
| 領収証 | No. 1.3.54 |
| 山下典子 様 | 2025年9月29日 |
| 金額 | ¥13100- |
| <input checked="" type="checkbox"/> 但 10/13 宿泊代金 <input type="checkbox"/> 飲食料品等(軽減税率対象) | 上記正に領収いたしました |
| 8%(税込・税抜)金額 消費税額等 / 10%(税込・税抜)金額 消費税額等 / | コスモス観光ハイビ子伊賀店 三重県伊賀市上野丸之内500 TEL 0595-22-1188 FAX 0595-22-1186 登録番号 T9910212860213 |
| 現金・カード・() |  |
| #HISAGO#778 | |

朝食代

領収書

2025年9月29日

山下典子 様

金額

¥ 25,000

但 2025年10月14日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011

東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

登録番号: T2011001095530

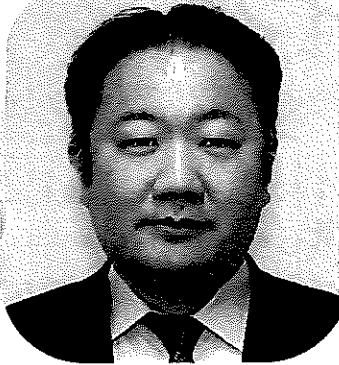


事例で考える 議会運営の ポイント

10月14日(火)
in 東京

10:00 ~ 16:30

※途中1時間の昼休憩があります。



講師：廣瀬 和彦

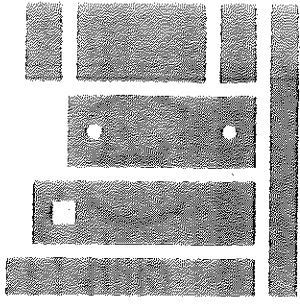
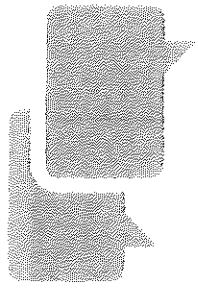
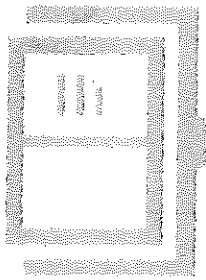
【(株)廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学法学部卒。
明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究
科講師等として活躍。

著書は、「Q & A 議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」
「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい) など多数。

1. 突然提出された動議の取り扱い
2. 不穏当発言かどうか判別のつかない発言の取り扱い
3. 議長不信任決議の先決性判断とその対処方法
4. 外交問題や所管外にかかる質問・意見書の取り扱い
5. 条例・予算審議や質問における除斥の取り扱い
6. 事務分掌条例の改正と委員会条例等の取り扱い
7. 会議時間の変更手法
8. 兼業禁止かどうかの判断
9. 質問・質疑の省略の是非
10. 事前審査かどうかの判断
11. 発言の訂正・撤回の判断基準
12. 審査予定表と休会の取り扱い
13. 議事日程・審査日程の変更取り扱い
14. 会議録署名議員の欠席時の取り扱い
15. 発言取消の配布用会議録の取り扱いと会議録原本への開示請求
16. 委員外議員の活用と留意点
17. 確定日付ある議員辞職願の取り扱い
18. 議事と議決の定足数の捉え方
19. 継続審査・調査の期間と手続き
20. オンラインによる一般質問とオンライン委員会での取り扱いの違い
21. その他

(株)廣瀬行政研究所



事例で考える議会運営のポイント

(株)地方議会総合研究所
廣瀬和彦

伊賀市議会研究研修報告書

伊賀市議会議長 赤堀久実様

報告者

議員名 山下典子

研修会名 議員・委員長のための議会運営

日時 令和7年5月15日 10時00分～13時00分

場所 としま区民センター（東京都豊島区東池袋1丁目20-10）

【研修の成果】講師：元全国市議会議長会法制参事 廣瀬和彦氏

① 議長・委員長の権限

議長の権限は「秩序維持権」「議事整理権」「事務統理権」「議会代表権」

委員長の権限は「議事整理権」と「秩序保持権」のみである。委員長は委員会を代表するが、本会議の下審査機関として議会内部において委員会を代表するのみで、対外的に委員会を代表する権限は与えられておらず、証人や公述人への通知は議長名で行われていることから明らかなように、対外的には議長が委員会をも含めて代表することとなる。

② 通告書と通告外、議題外の発言

質問は意見を述べるができるが、質疑は意見を述べるができない。

質疑は議長の議題宣告により議題となった案件に対する疑義しか述べるができない。例えば条例案を議題として質疑を行っている際に、条例案に関連する補正予算についての質疑を補正予算を議題としていないのに行うことはできない。

③ 不穏当・不規則発言

不穏当発言とは、良識を有する者が発言しない発言。不穏当発言の判断は自治体によりさまざまであるが、不穏当発言に対する対応として（1）議事運営における対応として発言の取り消しによる対応（2）会議録における取り扱いとして配布用会議録に記載する必要はない（3）侮辱に対する処分要求又は懲罰による対応

不規則発言とは、議長の許可に基づかない発言。例えば、挙手をせず議長の許可の前に発言してしまうことが伊賀市議会でも散見されるが、議長の許可を得ない発言は法的に効力はなく私語にすぎない。

④ 傍聴人

地方自治法130条により、傍聴人に対する権限として「会議を妨害した時の権限」「傍聴人全員に対する退場命令権」「傍聴規則の制定権」がある。

⑤ 動議・議事進行発言

動議とは、一般に議案以外のもので、会議の意思決定を求める提案をいう。動議は、法または会議規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に〇人以上の賛成者を必要とする。賛成者の人数はそれぞれの議会で定める。また、動議は口頭で行われるので修正することはできない。

議事進行上の発言は、議事進行上の問題について発言通告書の提出を必要とせず、議長に対し質疑や注意をしたり、又は希望を述べるための発言をいう。発言の範囲は、

議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

⑥ 議事日程作成

議事日程とは、会議を能率的に行うために、開議の日時及び会議に付する事件並びにその順序等を掲載したものを指す。議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め。あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

⑦ 議会だよりと議長の権限

議会だよりの発行責任者である議長には、議会だよりの内容について一定の自律権の範疇での裁量権が認められている。議会だよりの原稿が事実と異なる内容を議員が提出してきた場合、必要に応じて削除、不掲載とする権限を有する。

⑧ 議長・委員長の発言と裁決権

議長は議員としての身分も有することや、議員席に着けば議員として発言をすることは法的に認められている。→しかし、議長は中立公平性の立場から本会議の議事をつかさどる必要があるため、一議員としての発言を行うことは中立公平性を他の議員から疑われこととなり、円滑な議事運営を行うことが難しくなることに留意を要する。

⑨ 表決権と棄権の捉え方

議員が議長が宣告した問題に対し賛否の意思を表明する行為を表決という。

修正案に賛成した議員は残りの原案に賛成する責務がある。残りの原案に反対であれば修正案を提出すべきである。

議長は過半数議決においては表決権を有しておらず裁決権のみ有する。特別多数議決の時は表決権を有する。

現状維持の原則とは、過半数議決において可否同数になった時、議長が消極に裁決することをいう。→しかし、現状、議長の裁決権行使にあたっては可否どちらに行使しても法的には問題はない。

⑩ 選挙・互選

普通地方公共団体の議会は、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する選挙を行わなければならない。

委員長選出におけるのは選挙の方法を用いた議事である互選→互選は選挙と異なり、就任に承諾を必要としない。

⑪ 感想

研修では、各テーマで他の自治体の例がとりあげられた。例えば、委員会質疑における通告が行われている新城市と千歳市の例が紹介された。現在、伊賀市では委員会質疑に通告が行われていないが一考の価値があると思う。

総じて言論の府と称される議会の代表の重責を感じた。

費用

旅費：39,600円 研修参加費：15,000円
合計：54,600円

旅程明細書

No.

| | | | | |
|----------------|-------------------------------|-------|----|---------------|
| 旅行者 | 所属 | 伊賀市議会 | 氏名 | 山下 典子 |
| 用務名(目的・場所) | 廣瀬行政研究所セミナー「議長・委員長のための議会運営」受講 | | | |
| | としま区民センター(東京都豊島区東池袋1-20-10) | | | |
| 用務従事期間 (時間) | 従事 月日 | 5月15日 | | 10:00 ~ 13:00 |
| | | | | |
| | | | | |

| 出張 月日 | 出発地 (出発箇所) | 交通 用具 | 到着地 (到着箇所) | 鉄道賃・船賃・航空賃・車賃 | | | 食卓料 | 日当 | 宿泊料 | 備考 |
|----------|---------------|----------|---------------|---------------|-------|-------|-----|----|--------|----|
| | | | | 路程 | 運賃 | 急行料金 | | | | |
| | | | | km | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 5月14日 | 柘植駅 | JR | 亀山駅 | 20.0 | 7,480 | | | | | |
| | 亀山駅 | JR | 名古屋駅 | 59.9 | ↓ | | | | | |
| | 名古屋駅 | 新幹線 | 東京駅 | 366.0 | ↓ | 4,920 | | | | |
| | 東京駅 | JR | 池袋駅 | 12.3 | ↓ | | | | 14,800 | |
| 5月15日 | 池袋駅 | JR | 東京駅 | 12.3 | 7,480 | | | | | |
| | 東京駅 | 新幹線 | 名古屋駅 | 366.0 | ↓ | 4,920 | | | | |
| | 名古屋駅 | JR | 亀山駅 | 59.9 | ↓ | | | | | |
| | 亀山駅 | JR | 柘植駅 | 20.0 | ↓ | | | | | |
| 計 | | | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| | | | | 14,960 | 9,840 | | | | 14,800 | |

39,600 円

※午前6時以前に出発しないと用務に間に合わないため前泊
 ※朝食代・夕食代・日当は請求しない。

領収書等添付用紙

議員名

山下典子

調査研究費・**研修費**・広報費・広聴費・会議費・資料作成費・資料購入費
人件費・事務所費 (該当項目に○をつけてください。)

項目ごとに領収書添付

- ・領収書等は情報公開に備えて、重ならないように添付すること。
- ・両面になっているものは、全面に糊付けせずに裏面が確認できるように添付すること。
- ・A4以上の大きさと貼り付けるのが適当でないものはそのまま添付すること。
- ・足りない場合は、裏面を利用せずに新しい用紙へ添付すること。

領収書

山下典子 様

Receipt
領収年月日 2025-5-9 登録番号: T1120001059675
金額 ¥24,800 (消費税等込み) 税10%

柘植駅 - 池袋線 往復

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類

(60027 4枚)

西日本旅客鉄道株式会社

伊賀上野駅F1発行 00028-01

印紙税申告納
付につき大淀
税務署承認済

領収証

No. 964

山下典子 様

令和7年4月18日

金額

¥14800-

但 5/14 宿泊代金

飲食料品等(軽減税率対象)

上記正に領収いたしました

内

8%(税込・税抜)金額 消費税額等 /

10%(税込・税抜)金額 消費税額等 /

現金・カード・()

HISAGO#778

コスモス観光ハイピア伊賀店

三重県伊賀市上野丸之内500

TEL 0595-22-1188

登録番号 T001021200213



領収書

2025年5月9日

山下典子

様

金額

¥ 15,000

但 2025年5月15日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011

東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

登録番号: T2011001095530



議会運営マスター講座

5月15日(木) in 東京

同時開催！
オンラインセミナー

10:00~13:00

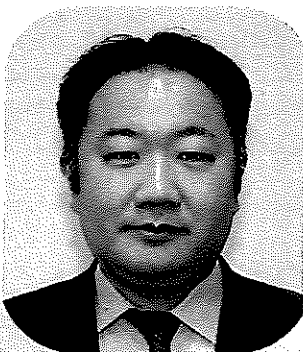
議長・委員長のための議会運営

1. 議長・委員長の権限 (1)秩序保持権 (2)議事整理権
2. 通告書と通告外、議題外の発言
3. 不穏当・不規則発言 4. 傍聴人 5. 動議・議事進行発言
6. 日程作成 7. 議会だよりと議長の権限
8. 議長・委員長の発言と裁決権
9. 選挙・互選

14:00~17:00

議会運営委員会の役割と権限

1. 議会運営委員会の所管と権限
(1)議会の運営に関する事項
(2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
(3)議長の諮問に関する事項
2. 議会運営委員の選出手法と委員外議員の活用・会派離脱との関係
3. 議会運営委員会の答申と法的拘束力
4. 議長等との兼職の是非
5. 議会運営委員会と常任・特別委員会、協議等の場との関係

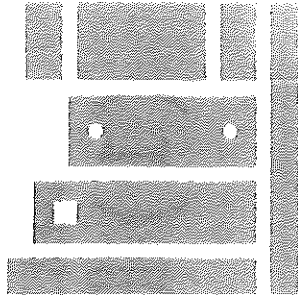
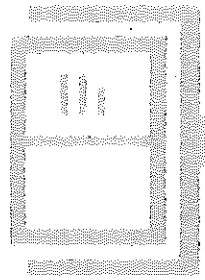


講師：廣瀬 和彦

【(株)廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学法学部卒。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい) など多数。

(株)廣瀬行政研究所



議長・委員長のための議会運営

株式会社廣瀬行政研究所
廣瀬 和彦